

令和4年度第6回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年9月20日(火)午前9時30分～午前11時40分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中21名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
恒富 竹司、中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
吉富 崇子

(2)欠席委員(3名)

伊藤 良一、重國 誠司、徳田 文雄

(3)事務局

岸本参事・藤田主幹・多田主幹・竹中主任主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席21名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

上田 正士(うえだ まさし) 委員 及び、

小野 基之(おの もとゆき) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、平井、地役権の設定です。

申請人は、広島県広島市安佐南区に本店を有する法人です。

申請地に隣接する共同住宅を取得するにあたり、既に埋設されている排水管を利用するため、地役権の設定を行うものです。なお、農地法第3条による地役権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

議案第2号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は876アールとなります。

議案第3号、徳地岸見、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は42アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しております。

議案第4号、徳地岸見、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、68アールとなります。

議案第5号、阿東嘉年上、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

この事案の一部の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

議案第6号、阿東篠目、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は277アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

(意見があれば、該当地区協議会の委員説明)

委員A

議案第1号について、以前から地役権設定をされていたのか、それとも新規なのか。すでに設置された排水管でも、新規で設定が必要なのか教えてください。

事務局

位置図にあるアパートを建てる時、隣接農地の下に排水管を通しており、この時は、アパートと農地の所有者は一緒だったので地役権は不要でしたが、この度、アパートの所有者が変更となるので、新規で地役権を設定するものです。

議長

地上地役権は議案としてめったにでるものではないので、珍しいと思います。

議長

他に意見はございませんか。

ないようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案6ページをお開きください。合わせて、参考位置図7ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第7号、滝町、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです

議案第8号、三の宮一丁目、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第9号、陶、用途地域内にある第3種農地に、宅地への進入路を整備するものです。

議案第10号、小郡高砂町、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案はすべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図11ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、下小鯖は、開発許可申請書類の提出がなく、書類不備のため保留となります。

議案第12号、下小鯖は、申請取り下げとなりました。

議案第13号、大内矢田南七丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建設するものです。

議案第14号、平井、用途地域内にある第3種農地に、事務所兼展示場を建築するものです。

議案第15号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

補足説明として、残りの農地を耕作する予定は所有者にはなく、今後続けて宅地分譲を行う計画を予定しているとのことでした。

議案第16号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第17号、吉田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第18号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅の敷地拡張をするも

のです。

議案第19号、陶、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第20号、鑄銭司、集団的に存在する第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第21号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場及びイベントスペースを整備するものです。

議案第22号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第23号、江崎、農用地区域除外後は公共施設に比較的近い、第2種農地となる農地に、駐車場並びに進入路を整備するものです。

なお、この案件については、農用地区域除外後の施行となります。

議案第24号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第25号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第26号、深溝、用途変更された農用地区域内の農地に、法人事務所及び農業用施設を整備するものです。

議案第27号、小郡下郷、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第28号、小郡新町二丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備す

るものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、阿知須、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第30号、阿知須、公共施設に比較的近い第2種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第31号、徳地山畑、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、苗置場等の農作業場を整備するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員B

議案第26号について、仮地番の申請となっていますが、ほ場整備中で、今申請すべきものですか。完了後に申請すべきものではないのですか。

事務局

仮地番での申請でも可能です。県にも確認し、可能な限り早い営農に備えるため、この時期の申請になったと聞いています。

委員B

太陽光申請に係ることについて、太陽光パネル設置後に、水路の整備などで、影響がある場合があると以前から意見を述べています。運営会議で議論すべきではないかという話になったがどうなったのか教えていただきたい。条例のことも検討して欲しい。

事務局

次の議案で意見書の内容を審議することになりますので、そこで意見を述べていただけたらと思います。

議長

他に意見はございませんか。

ないようでしたら、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第17号、議案第20号、議案第23号、議案第25号、議案第26号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、空き家附随農地の指定についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。合わせて、参考位置図29ページを御覧ください。
空き家附随農地の指定申請について説明いたします。

議案第32号、空き家及び農地の所在は佐山、空き家附随農地の面積は1筆、計321㎡です。

申請地の取得予定者は、東京都豊島区内に居住する個人です。

今後耕作される見込みのない申請地を取得し、家族とともに、果樹栽培を行うこととされています。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、事務取扱要領の第4条に規定する要件の全てを満たしております。また、各地区協議会で協議した結果、別段面積の適用を受ける農地として指定することについて、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

委員C

果樹とありますが、何を植える予定か教えてください。

事務局

梅、ビワがすでに植えてあり、残りの農地に、追加で梅を植えると聞いています。

委員D

営農計画を求めているが、荒らさず耕作する程度で良いのでは。生活するまで求めるのは無理ではないでしょうか。

委員E

別段面積の設定として、家庭菜園で営農計画を求めるのはどうでしょうか。

事務局

その必要性は感じていますが、来年4月からは面積要件はなくなることとなり、それに伴い、別段面積もなくなるため、要領等に変更を加えるかは一考させていただけたらと思います。

ます。

委員F

名前を見ると、外国の方のようにも見えますが、年齢など、どんな人が営農することになりますか。

事務局

申請者が外国人なのはわかりませんが、30代で、ご主人に農業経験があるとのこと
です。

議長

他に意見はございませんか。

ないようでしたら、以上で空き家附随農地の指定に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。別段面積を適用することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました空き家附随農地に係る議案については、別段面積を適用することといたします。

議長

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案23ページをお開きください。

議案第33号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計11筆 20,731㎡でございます。

なお、今月はこのうち1筆1,821㎡の所有権移転申請がございました。詳細は議案24ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、政策提言意見書の申入れについての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第34号、政策提言意見書の申入れについて説明いたします。

こちらは、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策」にかかわる「農業・農村」の問題を、農業委員会がその業務で得た知見に基づく「現場の意見」として市長に提出し、農

業の置かれた状況について強く訴えるとともに、中期的な政策への反映を要望するものでございます。

内容につきましては、9月の地区協議会でご説明し、ご意見等頂戴いたしました。その後字句の修正、項目の追加を加えて、本日お示ししているものでございます。

意見書の内容といたしましては、農業者の確保、遊休農地への対策、農業インフラを守る、鳥獣被害の防止、農業経営の安定化、スマート農業普及への期待が大きな項目として取り上げているところでございます。これらは全てリンクしていると申しますか、それぞれの事象が非常に密接に関連して現在に至っています。今回の提言につきましては、農家を守る農地を守るためにも重要な政策の規模拡大となるべく申し入れを行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

委員G

中小規模農家を確保することを最需要事項としていますが、これは国・県の集積目標と相反する内容ではないですか。具体的には、どのような施策を求めていますか。また、この内容では提言を行っても、農業政策課に受け入れてもらえないのではないかと、ということに危惧しています。最重要事項とするのなら、それなりの理由、強い意志がないといけなと思います。スマート農業を取り入れて、今いる人材で農地を守るのが重要であると考えます。

事務局

国は8割、県は7割の集積目標を設定していますが、山口市では、3割台の集積率となっています。中小規模の農家を守ることは、重要な農業インフラ維持にも欠かせないものであるとともに、農村の景観を保全することにも役立っています。後継者のいない農家ができるだけ長く農業を続けていけるようになると考えます。

委員G

農地の集積計画について、基盤整備も順番待ちで、今後の事業のスピードアップは期

待できないため、現在の状況が限界です。基盤整備が進むまでは、中小規模農家にも頑張ってもらいたいと考えます。

委員H

中小規模農家は確かに大切ですが、県や市の農業政策に逆行しないよう、整合性をとるべきで、一番最初に取り上げる事項ではないと思いますので、もう一度検討していただきたいと考えます。

事務局

最重要という表現に問題があるのなら、そこは表現を改めないとならないと考えます。

委員B

運営委員会のときにも、先ほどの井上委員の意見が出ると思いましたが、むしろ中小規模農家の確保といった視点も必要なことだと考えます。

委員I

意見書提出にあたり、農地を維持し、持続させ、発展させることを大事だと考えました。中小規模農家が減ることは、総生産額も落ちることになります。このテーマは政策提言の大事な一つであると、運営委員会で申し上げました。重要な事項と感じるのは、中小規模農家は赤字が多く、他の所得からの補填を行っており、全体の所得は上がってないということです。

委員G

最重要事項と位置付けることに異論があります。

議長

他に意見はありませんか。

ないようでしたら採決を行います。只今審議しました政策提言意見書の申入れについて、賛成する農業委員の挙手を求めます。

事務局

意見書のすべてが認められたわけではなく、意見書の大筋は認められた採決ということ
でよろしいですか。

議長

そういうことになろうかと思います

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、政策提言意見書の申入れについては承認されました。

後日、山口市長に対して意見書の提出をいたします。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を行います。

なお、議案第35号につきましては、恒富(つねどみ)委員が推薦人でいらっしゃいますの
で、恐れ入りますが、採決終了までご退席をお願いいたします。

それでは、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。

議案第35号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

小郡地域の推進委員に欠員が生じたため、去る、8月3日から9月2日までの間再募集
を行い1名の推薦がございました。

推進委員候補者評価委員により、本日の総会以前に評価委員会による審査を行い、藤
津(ふじつ)俊二(しゅんじ)氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

10月1日付けでの委嘱を予定しておりますが、農業委員会等に関する法律第17条第1
項で、農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので、本日総
会でお諮りするものです。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の委嘱について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の委嘱は認められました。

なお、令和4年10月1日付けで委嘱を行います。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図30ページを御覧ください。

議案第36号から議案第42号について、一括で説明いたします。

事務局

北部地区1件、中央地区4件、阿東地区2件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

なお、このうち議案第42号につきましては、阿東地区協議会において「現況証明を発行しないことが適当」という審議結果になっておりますので、後ほど別に御説明します。

議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第41号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。なお、議案第42号は「証明書を発行しないことが適当」という地区協議会での協議結果が出ていますので、まずは議案第42号を除いた議案について審議を行います。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、議案第42号を除いた議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、議案第42号を除く現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、現況証明の議案第42号についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いいたします。

事務局

議案36ページをお開きください。合わせて、参考位置図41ページを御覧ください。

議案第42号については、平成13年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものとして、証明の申請がなされています。

当該農地につきましては、農業委員並びに農地利用最適化推進委員で現地調査を行ったところ、現況は草が一部短く管理されているように見え、雑木等も生えておらず、山口市農業委員会現況証明交付事務取扱要領第3条に定める「荒廃地」には該当しないものと判断がなされました。

この現地調査の結果を踏まえ、阿東地区協議会において審議した結果、当該農地は農地法第2条第1項に定める「農地」に該当するため、現況証明を発行しないことが妥当であるとの見解が示されています。

申請内容が「荒廃で面積が500㎡以上」ですので、本日の会議にお諮りし、証明発行の可否について審議をお願いするものです。

議長

それでは、議案第42号の議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありました。各農業委員から意見等があればお願いします。地区委員より、説明はありますか。

賀屋J

議案第42号は、管理されている農地ではありますが、湿地帯で水が溜まる田です。所有者が遠方におり、管理ができないという理由で今回の申請になったと聞いていますので、保留が妥当と思います。

議長

何か意見はありますか。

委員B

議案第41号と、42号で何か違いはありますか。

委員J

議案第41号は木が生えていて、荒廃しています。議案第42号は草が生えているだけで、管理可能と考えています。湿地が理由の申請ですので。

議長

他に意見はありますか。

ないようでしたら、議案第42号について採決を行います。現況証明を発行しないことに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明については発行しないことといたします。

議長

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。8月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第6回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年9月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 上田 正士

署名委員 小野 基之

記 録 者 多田 厚